市町の都市計画決定(変更)に係る高知県知事との協議に関する要領

(別紙) 県が協議を行う際の観点

(別図) 市町が定める都市計画決定等の手続き

令和2年6月

高 知 県

市町の都市計画決定(変更)に係る高知県知事との協議に関する要領

1 目的

この要領は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第19条第3項の規定に基づき、市町が定めようとする都市計画に係る知事協議に関する事務について必要な事項を定め、その実施方法を明示することをもって、知事協議の透明化、実質化、円滑化等を図ることを目的とする。

2 基本的事項

- (1) 知事は、都市計画の基本的な策定主体である市町と、広域的視点等から連携して都市づくりを行うという認識のもとに協議を行う。
- (2) 県は、市町が定めようとする都市計画について、市町に必要な情報提供を行う。
- (3) 市町が定める都市計画は市町の自治事務であることから、関係市町村、関係機関等との協議及び住民との合意形成については、原則として市町において行う。

3 協議の実施方法

- (1) 県と市町は、都市計画の適切な運用を図る観点から法第19条第3項の規定に基づく協議(以下「協議」という。)の前に事前協議を行うものとし、その時期は、法第16条以降の手続き開始前を原則とする(別図参照)。
- (2) 事前協議は、都市計画決定の手続きに先立ち、十分な時間的余裕をもって実施することとする。
- (3) 事前協議は、次の書類を添付して、文書により行うこととする。
 - ア 都市計画の図書(法第14条に基づく総括図、計画図、計画書)
 - イ 参考図書(当該都市計画の内容を示すもの及びその判断根拠となるもの)
 - ウ その他、関係市町村、関係機関との協議資料等
- (4) 知事は、前項の内容を別紙に基づき確認を行った上で、文書により回答する。ただし、意見がある場合は、その理由を付すこととする。
- (5) 市町は、前項の回答で知事より意見を受けた場合には、説明会及び都市計画審議会に当該意見 の内容及びそれに対する市町の見解を報告することとする。
- (6) 前項の場合において、市町は、知事の意見を踏まえた案としない場合には、都市計画審議会に 付議する際に、当該意見を踏まえないこととする考え方を併せて都市計画審議会に提出すること とする。
- (7) 市町は、都市計画審議会終了後、知事への協議を行うこととする。
- (8) 知事は、協議の回答を文書により行うものとする。
- (9) 事前協議を行う場合の標準処理期間は40日(他の関係市町村の意見照会を要する場合は、60日)とし、協議の標準処理期間は20日とする。
- (10) 県は、一の市町村の区域を超える広域的な見地から調整を図る観点又は県が定め、若しくは定めようとする都市計画と適合を図る観点から必要があると認めるときには、法第24条第6項に基づく措置を市町に求める場合がある。

4 要領の見直し

この要領については、今後の運用状況、社会情勢の変化等により、必要に応じて適宜内容を見直す。

附 則

(施行日)

- 1 この要領は、平成23年8月2日から施行する。 (施行日)
- 1 この要領は、平成30年12月14日から施行する。 (施行日)
- 1 この要領は、令和2年6月15日から施行する。

(別紙) 県が協議を行う際の観点

県は、次の観点に基づき協議を行う。

- (1) 一の市町村を超える広域的な見地からの調整を図る観点
- (2) 県が定める、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点

また、下表に示す都市計画については、個別の観点も含めて協議を行うものとする。

都市計画の種類	協議の観点
用途地域	・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合していること
	・県が定める都市計画における土地利用、都市施設及び市街地開発事業の
	計画と整合していること
	・高知県土地利用基本計画と調整が図られていること
	・隣接する市町村における当該用途地域近傍の土地利用状況及び用途地域
	指定状況に配慮したものであること
地区計画	・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合していること
	・県が定める都市計画における土地利用、都市施設及び市街地開発事業の
	計画と整合していること
道路	・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合していること
	・国及び県の道路計画(構想を含む。)と調整が図られていること
	・市町村境に近接する道路は、各市町村間での調整が図られていること
公園	・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合していること
	・県が定める都市計画における都市施設の計画と整合していること
下水道	・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合していること
	・流域別下水道整備総合計画及び高知県全県域生活排水処理構想と調整が
	図られていること
汚物処理場	・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合していること
ごみ焼却場	・隣接する市町村などの周辺土地利用に配慮したものであること
ごみ処理場等	
土地区画整理事業	・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合していること
	・県が定める都市計画における土地利用、都市施設及び市街地開発事業の
	計画と整合していること
	・市町村界における区域決定の場合には、隣接市町の土地利用等に配慮し
	たものであること